



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *40 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (環境生活総務課) 2
- *41 和歌山県動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則 (食品・生活衛生課) 8
- *42 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (障害福祉課) 9

○ 告示

- 499 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課) 12
- 500 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止 (") 12
- 501 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (") 14
- 502 " (") 14
- 503 介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定の辞退 (") 14
- 504 " (") 15
- 505 介護保険法による介護医療院の開設の許可 (") 15
- 506 " (") 15
- 507 " (") 15
- 508 指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課) 16
- 509 " (") 16
- 510 " (") 16
- 511 指定障害福祉サービス事業者の指定 (") 16
- 512 " (") 17
- 513 " (") 17
- 514 " (") 17
- 515 " (") 17
- 516 " (") 18
- 517 " (") 18
- 518 保安林の指定の解除予定 (森林整備課) 18
- 519 保安林の指定 (") 18
- 520 " (") 19
- 521 " (") 19
- 522 " (") 20
- 523 保安林の指定施業要件変更予定 (") 20
- 524 " (") 20
- 525 " (") 21
- 526 " (") 21
- 527 " (") 22

528	〃	(〃)	22
529	保安林の指定施業要件の変更	(〃)	23
530	〃	(〃)	23
531	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	(〃)	23
532	道路の区域変更	(道路保全課)	24
533	道路の供用開始	(〃)	24
534	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課)	24
535	〃	(〃)	25
536	〃	(〃)	26
537	道路の位置の指定	(都市政策課)	27
538	〃	(〃)	27
539	〃	(〃)	28
540	〃	(〃)	28
541	都市計画の変更	(〃)	28
542	〃	(〃)	29
○ 公安委員会告示				
18	少年指導委員の委嘱		29
○ 選挙管理委員会告示				
13	政治団体の届出事項の異動の届出		30
14	資金管理団体の指定の取消しの届出		31
15	政治団体の解散の届出		31
16	令和元年和歌山県選挙管理委員会告示第59号(和歌山県議会議員一般選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨)の訂正		32

規 則

和歌山県規則第40号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(平成15年和歌山県規則第84号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式から別記第10号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第10号様式の2備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式添付書類一覧中「第19条の8第3号イからホまで」を「第19条の8第3号イからへまで」に改め、同様式別紙4中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式別紙5を次のように改める。

(別紙5)

役員及び事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の8第3号イからへまでに該当しない者である旨の誓約書

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

所在地

名 称

代表者氏名

印

役員及び事業管理責任者が、下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

- 1 精神の機能の障害によりその鳥獣捕獲等事業を適正かつ効率的に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- 6 暴力団員等がその事業活動を支配する者

別記第10号様式の2別紙7から別紙9までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第10号様式の3から別記第10号様式の6までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第10号様式の7備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式添付書類一覧中「第19条の8第3号イからホまで」を「第19条の8第3号イからヘまで」に改め、同様式別紙4及び別紙5中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式別紙6を次のように改める。

(別紙6)

役員及び事業管理責任者が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第19条の8第3号イからへまでに該当しない者である旨の誓約書

年 月 日

和歌山県知事 様

(申請者)

所在地

名 称

代表者氏名

印

役員及び事業管理責任者が、下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

- 1 精神の機能の障害によりその鳥獣捕獲等事業を適正かつ効率的に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。)の規定に違反し、又は刑法(明治40年法律第45号)第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律(大正15年法律第60号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)
- 6 暴力団員等がその事業活動を支配する者

別記第10号様式の7別紙8から別紙10までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
別記第11号様式から別記第20号様式の3までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
別記第21号様式（裏面）を次のように改める。

(裏面)

(2) 他の狩猟免許を受けている場合は、その狩猟免許の種類、狩猟免許を交付した都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免状の番号並びに同一登録年度において他の免許申請書又は免許更新申請書を提出していることの有無							
他の免許	免許	都道府県知事名	交付年月日	年 月 日	狩猟免状の番号	号	更新の有無
他の免許	免許	都道府県知事名	交付年月日	年 月 日	狩猟免状の番号	号	更新の有無
(3) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律又は同法の規定に基づく命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたことの有無(有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合にはその刑の執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった年月日を記載すること。)							
罰金以上の刑に処せられたことの有無				1 有 2 無			
その刑の執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった年月日							
(4) 狩猟免許を取り消されたことの有無(有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合にはその年月日、狩猟免許の種類及び都道府県知事名を記載すること。)							
免許を取り消されたことの有無				1 有 2 無			
年月日	免許の種類		免許を取り消した都道府県知事名				
		知事					
(5) 個人情報の取扱いについて 申請者の個人情報は、狩猟に係る行政事務の手続等を効率化し、狩猟者情報として蓄積するため、国が提供する情報システムにて一元管理します。狩猟に係る行政事務以外の目的で申請者の個人情報を使用することはありませんが、申請者が個人情報を国が提供するシステムで管理することに同意いただく必要があります。							
個人情報の提供(国が提供する情報システムでの管理)の同意				1 同意する 2 同意しない			
記載上の注意事項 1 文字は、楷書で明瞭に記載すること。 2 太枠欄は、記載しないこと。 3 (5)において、個人情報の取扱いに関する同意の有無の番号に○を付けること。							

備考

- 1 氏名を記載し、押印することに代えて、申請者が署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記第22号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第23号様式（裏面）中「太字欄」を「太枠欄」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式別紙中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第24号様式及び別記第25号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第26号様式（裏面）中

「(5) 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日（第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の場合）」を

「(4) 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日（第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の場合）」に、

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第27号様式及び別記第28号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。

和歌山県規則第41号

和歌山県動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県動物の愛護及び管理に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県動物の愛護及び管理に関する規則（平成12年和歌山県規則第116号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第13条 略</p>	<p>第13条 略</p> <p><u>（周辺の生活環境が損なわれている事態）</u> <u>第14条 条例第23条第2項の規則で定める事態は、次の各号のいずれかに該当するものが周辺地域の住民（以下この条において「周辺住民」という。）の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であって、かつ、当該支障が、複数の周辺住民からの知事に対する苦情の申出等により、周辺住民の間で共通の認識となっていると認められる事態とする。</u> <u>(1) 動物の飼養又は保管に伴い頻繁に発生する動物の鳴き声その他の音</u> <u>(2) 動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により発生する臭気</u> <u>(3) 動物の飼養施設の敷地外に飛散する動物の毛又は羽毛</u> <u>(4) 動物の飼養又は保管により発生する多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物</u></p>

(虐待のおそれがある事態)
 第15条 条例第23条第3項の規則で定める事態は、次の各号のいずれかに該当する事態であつて、当該事態を生じさせている者が、県の職員の指導に従わず、又は県の職員による現場の確認等の当該事態に係る状況把握を拒んでいることにより、当該事態の改善が見込まれない事態とする。

- (1) 動物の鳴き声が過度に継続して発生し、又は頻繁に動物の異常な鳴き声が発生していること。
- (2) 動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により臭気が継続して発生していること。
- (3) 動物の飼養又は保管により多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が発生していること。
- (4) 栄養不良の個体が見られ、動物への給餌等が一定頻度で行われていないことが認められること。
- (5) 爪が異常に伸びている、体表が著しく汚れている等の適正な飼養又は保管が行われていない個体が見られること。
- (6) 繁殖を制限するための措置が講じられず、かつ、譲渡し等による飼養頭数の削減が行われていない状況において、繁殖により飼養頭数が増加していること。

別記第8号様式(第7条関係)(表面)

略

(裏面)

和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例(抜粋)
 第16条 知事は、法第37条の3第1項の規定に基づき、法第24条第1項(法第24条の4において読み替えて準用する場合を含む。)、法第24条の2第3項、法第25条第5項若しくは法第33条第1項の規定による立入検査又は第24条の規定による立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理指導員を置く。

略

別記第8号様式(第7条関係)(表面)

略

(裏面)

和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例(抜粋)
 第16条 知事は、法第34条第1項の規定に基づき、法第24条第1項(法第24条の4において読み替えて準用する場合を含む。)若しくは法第33条第1項の規定による立入検査又は第24条の規定による立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護指導員を置く。

略

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

和歌山県規則第42号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和42年和歌山県規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(家族等の同意) 第20条 法第33条第7項の規定による同意は、同意書(別記第21号様式)により行うものとする。	(家族等の同意) 第20条 法第33条第7項及び法第34条第2項の規定による同意は、同意書(別記第21号様式)により行うものとする。

別記第21号様式を次のように改める。

別記第21号様式(第20条関係)

同意書

1. 医療保護入院の同意の対象となる精神障害者本人

住所	〒 都道府県		
フリガナ	-----		
氏名	-----		
生年月日	年	月	日

2. 医療保護入院の同意者の申告事項

住所	〒 都道府県	〒 都道府県
フリガナ	-----	-----
氏名	-----	-----
生年月日	年 月 日	年 月 日

本人との関係

- 〔 1 配偶者 2 父母(親権者である・ない) 3 祖父母等 4 子・孫等 5 兄弟姉妹
 6 後見人又は保佐人 7 家庭裁判所が選任した扶養義務者()
 (選任年月日 年 月 日) 〕

なお、以下のいずれにも該当しないことを申し添えます。

- ①本人と訴訟をした者、本人と訴訟をした者の配偶者又は直系血族、②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人、補助人、③精神の機能の障害により同意又は不同意の意思表示を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者、④未成年者

※親権者が両親の場合は、両親とも署名の上記載してください。

以上について、事実と相違ないことを確認した上で、1の者を貴病院に入院させることに同意します。

病院管理者 様

年 月 日

氏名 ㊟

氏名 ㊟

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示

和歌山県告示第499号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和2年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の 満了の日
30720007 59	株式会社ネクストビジョン	やまばデイサービスセンター	和歌山県御坊市菌564-1	通所介護	令和 2.4.1	令和 8.3.31

和歌山県告示第500号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

令和2年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃 止 年月日
30712004 26	社会福祉法人皆楽園	皆楽園ホームヘルパーステーション	和歌山県岩出市水栖644-1	訪問介護	平成 31.4.1
30713006 48	特定非営利活動法人よつ葉福祉会	ヘルパーステーションひと葉	和歌山県伊都郡かつらぎ町佐野847番地4	訪問介護	平成 31.4.22
30710013 37	一般社団法人エリゼウエル	ウエルプラス	和歌山県橋本市野180-3 松長マンション式番館303	訪問介護	平成 31.4.30
30713008 95	株式会社ウォームハート	ヘルパーステーションはな	和歌山県伊都郡かつらぎ町丁ノ町403-3	訪問介護	平成 31.4.30
30710001 23	社会福祉法人光誠会	ひかり苑	和歌山県橋本市隅田町中島1058-56	訪問介護	令和 元.6.1
30711004 36	株式会社アジャストワン	アジャストワン和歌山営業所	和歌山県海草郡紀美野町毛原中87	訪問介護	令和 元.6.30
30710012 20	合同会社れもん	ケアプラザれもん	和歌山県橋本市高野口町名倉1195	訪問介護	令和 元.7.1
30725004 44	有限会社グループホーム開門荘	訪問介護くまのがわ	和歌山県新宮市熊野川町日足742-1	訪問介護	令和 元.7.1

30713002 67	社会福祉法人愛光園	愛光園ヘルパーステーション	和歌山県伊都郡かつらぎ町佐野1401-2	訪問介護	令和 元. 7. 31
30717006 07	株式会社ひとくうかんめばえ	ひとくうかん めばえ	和歌山県紀の川市東大井82番地31	訪問介護	令和 元. 7. 31
30724011 63	有限会社テック・サカモト	訪問介護ステーション ぴいち	和歌山県西牟婁郡上富田町岩田3009-1 稲葉根ビル2F3号	訪問介護	令和 元. 7. 31
30712004 59	社会福祉法人皆楽園	いわで御殿デイサービスセンター	和歌山県岩出市清水5-1	通所介護	令和 元. 8. 31
30718007 61	合同会社紬伎	紬伎ケアサービス	和歌山県岩出市溝川292-1	訪問介護	令和 元. 8. 31
30715006 76	株式会社新輝	健輝苑有田川	和歌山県有田市下中島字西ノ瀬202番地1	訪問介護	令和 元. 9. 30
30718005 55	一般社団法人ホットライン愛の手	ホットライン愛の手	和歌山県岩出市北大池117番地の11	訪問介護	令和 元. 9. 30
30710008 00	特定非営利活動法人心	ヘルパーステーション心	和歌山県橋本市紀見79番地の14	訪問介護	令和 元. 11. 7
30713005 72	有限会社セブンメイト	ヘルパーステーションい ちご	和歌山県伊都郡かつらぎ町佐野213	訪問介護	令和 元. 11. 30
30718000 43	株式会社はるか	ケアステーションはるか	和歌山県紀の川市東国分353-20	訪問介護	令和 元. 12. 1
30721007 57	社会福祉法人同仁会	特別養護老人ホームカルフル・ド・ルポ印南ヌーヴォ	和歌山県日高郡印南町山口150-1	通所介護	令和 元. 12. 31
30722016 47	合同会社サンオリエント	ケアサポートえいと	和歌山県田辺市朝日ヶ丘14-16 101号	訪問介護	令和 元. 12. 31
30723000 50	医療法人かなめ会	緑ヶ丘介護サービスセンター	和歌山県新宮市井の沢9-10	訪問介護	令和 2. 2. 17
30724002 49	社会福祉法人紀成福祉会	鮎川園指定通所介護事業所	和歌山県田辺市鮎川1313	通所介護	令和 2. 2. 29
30725010 12	特定非営利活動法人くまさん	くまさんタクシー	和歌山県東牟婁郡串本町潮岬207-1	訪問介護	令和 2. 3. 6
30724010 31	株式会社すさみ介護	ヘルパーステーションえ すみ	和歌山県西牟婁郡すさみ町江住1401番地の1	訪問介護	令和 2. 3. 10
30713007 05	株式会社ひだまり	訪問看護ステーションひ だまり	和歌山県伊都郡かつらぎ町兄井131-3	居宅療養管理 指導 介護予防居宅 療養管理指導	令和 2. 3. 31
30718007 12	合同会社如月	訪問介護きさらぎ	和歌山県岩出市中島993	訪問介護	令和 2. 3. 31
30710011 54	株式会社アイガール	ヘルパーステーション愛 がある	和歌山県橋本市高野口町大野235番地の1	訪問介護	令和 2. 3. 31
30722014 07	株式会社Care Creation	みんなのデイサービスも くれん	和歌山県田辺市上芳養973-1	通所介護	令和 2. 3. 31

3072000569	株式会社やまばと	やまばデイサービスセンター	和歌山県御坊市菌564-1	通所介護	令和2.3.31
3071401180	合同会社ケアステーションベル	ケアステーションベル	和歌山県海南市日方204	訪問介護	令和2.3.31
3072201548	合同会社輝	在宅介護サービスほっこり	和歌山県西牟婁郡上富田町朝来2330-15	訪問介護	令和2.3.31
3072401106	株式会社ひだまり	デイサービスセンターひだまりの華	和歌山県西牟婁郡上富田町生馬2090-1	通所介護	令和2.3.31
3071200251	社会福祉法人聖アンナ福祉会	聖アンナヘルパーステーション	和歌山県紀の川市貴志川町上野山302-1	訪問介護	令和2.4.1

和歌山県告示第501号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和2年4月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3061690081	株式会社SORUKKA	訪問看護ステーションひかり	和歌山県有田郡有田川町天満171-1 サンフォルテ宮井2-2号	訪問看護	令和2.4.1	令和8.3.31
				介護予防訪問看護	令和2.4.1	令和8.3.31

和歌山県告示第502号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和2年4月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3062390111	有限会社ひだまり	ひだまり訪問看護ステーション	和歌山県新宮市下田一丁目6-52 すずらん荘1-2	訪問看護	令和2.4.1	令和8.3.31
				介護予防訪問看護	令和2.4.1	令和8.3.31

和歌山県告示第503号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条の規定に基づき公示する。

令和2年4月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	開設者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	辞退年月日
3011810086	医療法人富田会	富田病院	和歌山県岩出市紀泉台2番地	介護療養型医療施設	令和2.3.31

和歌山県告示第504号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条の規定に基づき公示する。

令和2年4月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	開設者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	辞退年月日
3012410589	公益財団法人白浜医療福祉財団	公益財団法人白浜医療福祉財団白浜はまゆう病院	和歌山県西牟婁郡白浜町1447番地	介護療養型医療施設	令和2.3.31

和歌山県告示第505号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可したので、同法第114条の7の規定に基づき公示する。

令和2年4月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 介護保険事業者番号 30B1800010
- 2 介護医療院の開設者の名称又は氏名 医療法人富田会
- 3 介護医療院の名称 富田病院介護医療院
- 4 介護医療院の所在地 和歌山県岩出市紀泉台2番地
- 5 許可年月日 令和2年4月1日
- 6 サービスの種類 介護医療院

和歌山県告示第506号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可したので、同法第114条の7の規定に基づき公示する。

令和2年4月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 介護保険事業者番号 30B2400018
- 2 介護医療院の開設者の名称又は氏名 公益財団法人白浜医療福祉財団
- 3 介護医療院の名称 公益財団法人白浜医療福祉財団白浜はまゆう病院介護医療院
- 4 介護医療院の所在地 和歌山県西牟婁郡白浜町1447番地
- 5 許可年月日 令和2年4月1日
- 6 サービスの種類 介護医療院

和歌山県告示第507号

介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可したので、同法第114条の7の規定に基づき公示する。

令和2年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 介護保険事業者番号 30B2500015
- 2 介護医療院の開設者の名称又は氏名 医療法人健佑会
- 3 介護医療院の名称 串本有田病院介護医療院
- 4 介護医療院の所在地 和歌山県東牟婁郡串本町有田499番地の1
- 5 許可年月日 令和2年4月1日
- 6 サービスの種類 介護医療院

和歌山県告示第508号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和2年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011300112	ヘルパーステーションひと葉	伊都郡かつらぎ町佐野847-4	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	特定非営利活動法人よつ葉福祉会	伊都郡かつらぎ町佐野677-1	令和2.3.31

和歌山県告示第509号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和2年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012250480	在宅介護サービスほっこり	西牟婁郡上富田町朝来2330番地の15	居宅介護 重度訪問介護	合同会社輝	西牟婁郡上富田町朝来2330番地の15	令和2.3.31

和歌山県告示第510号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和2年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012250621	アマポーラ	田辺市東山一丁目5-14 Sシティビル203号	居宅介護	株式会社恵成の郷	田辺市東山一丁目5-14 Sシティビル203号	令和2.3.31

和歌山県告示第511号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和2年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3011000704	多機能型事業所あまいろ	橋本市隅田町中島266番地の1	就労継続支援A型	特定なし	合同会社あまいろ	橋本市隅田町中島266番地の1	令和2.4.1

和歌山県告示第512号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和2年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3011000738	ふれあい工房そしある	橋本市賢堂1054番	就労継続支援B型	特定なし	社会福祉法人博芳福祉会	橋本市東家六丁目347番5	令和2.4.1

和歌山県告示第513号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和2年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3011000746	ふれあい工房わーくる	橋本市東家六丁目347番5	自立訓練（生活訓練） 就労移行支援	特定なし	社会福祉法人博芳福祉会	橋本市東家六丁目347番5	令和2.4.1

和歌山県告示第514号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和2年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定年月日
3011000761	すてっぷ・ぽーときのかわ	橋本市市脇1-1-6	自立訓練（生活訓練）	知的障害者 精神障害者	一般社団法人ソーシャルケアセンター	和歌山市雑賀町59	令和2.4.1

和歌山県告示第515号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の

指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和2年4月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011700923	ヘルパーステーションくろーばー	紀の川市南中219番地14	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	株式会社どりーむ	紀の川市南中219番地14	令和2.4.1

和歌山県告示第516号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和2年4月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011800178	きのかわ共同作業所	岩出市根来1557	就労定着支援	知的障害者	社会福祉法人きのかわ福祉会	岩出市根来1557	令和2.4.1

和歌山県告示第517号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和2年4月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012250688	あゆみ福祉食堂三栖店	田辺市中三栖2263	就労継続支援A型	特定なし	特定非営利活動法人歩の会	田辺市下万呂589-1	令和2.4.1

和歌山県告示第518号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年4月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 解除予定保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町久木字鍋津呂谷864の3・864の9（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、865の1、865の2・865の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 解除の理由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第519号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和2年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 田辺市面川字平789の1
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第520号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和2年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 田辺市鮎川字小川3624の1、3624の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第521号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和2年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町大瀬字長裕272
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第522号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和2年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町美里字上ミ地202（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第523号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和2年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 橋本市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びに橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第524号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森

林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和2年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 橋本市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
橋本市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びに橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第525号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和2年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 橋本市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びに橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第526号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和2年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 橋本市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び伊都振興局農林水産振興部林務課並びに橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第527号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和2年4月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁北山村（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第528号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和2年4月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡北山村（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業

局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第529号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第530号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 有田郡有田川町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
有田川町（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び有田振興局農林水産振興部林務課並びに有田川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第531号

令和2年和歌山県告示第299号（以下「告示第299号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を日高川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
西友一郎
田原登
林亀千代
佐々木隆太郎
- 2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第299号のとおり

和歌山県告示第532号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 柏御坊線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡日高町大字志賀字折戸1750番1地先から同町大字志賀字折戸1761番1地先まで	旧	5.00 }	98.50	
同上	新	10.30 }	98.50	
		13.15		

和歌山県告示第533号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 柏御坊線

供用開始の区間 日高郡日高町大字志賀字折戸1750番1地先から同町大字志賀字折戸1761番1地先まで

供用開始の期日 令和2年4月7日

和歌山県告示第534号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年4月7日

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

石津谷川(4-204-1-010)、新堂谷西川(4-204-1-011)、新堂谷川(4-204-1-012)、稚杞の木谷川(4-204-1-021)、大谷川(4-204-1-023)、石津谷(I-693)、滝形谷(I-694)、笹山谷(I-695)、新堂・新堂(I-696)、滝・西向(I-3706)、立神(I-720)、野御殿山(II-3023)、下中島(101)(II-40524)

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに有田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第535号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年4月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

赤木谷(1-303-1-042)、貴志川左支溪(1-303-1-043)、貴志川右支溪(1-303-2-026)、林家谷(1-303-1-021)、あみだ谷(1-303-1-022)、下谷(1-303-1-023)、貴志川右支溪(1-303-2-035)、貴志川右支溪(1-303-2-037)、貴志川左支溪(9-302-1-902)、貴志川左支溪(9-302-1-903)、貴志川右支溪(1-303-2-034)、赤木(1)(I-3575)、赤木(101)(I-90065)、赤木(201)(II-2689)、赤木(202)(II-2690)、赤木(203)(II-2691)、赤木(204)(II-2692)、赤木(205)(II-2730)、赤木(102)(II-90344)、中(1)(I-3571)、中(2)(I-3578)、中(3)(I-3579)、中(201)(II-2527)、中(202)(II-2528)、中(203)(II-2720)、中(101)(II-90345)、菅沢(1)(I-574)、菅沢(101)(I-90066)、菅沢(201)(II-2709)、高畑(1)(I-571)、高畑(201)(II-2697)、高畑(202)(II-2698)、高畑(205)(II-2731)、高畑(101)(II-90346)、高畑(102)(II-90347)、谷(1)(I-3576)、谷(2)(I-3577)、谷(201)(II-2575)、谷(202)(II-2597)、谷(203)(II-2598)、谷(204)(II-2640)、谷(205)(II-2641)、谷(206)(II-2704)、谷(207)(II-2705)、谷(208)(II-2710)、谷(209)(II-2722)、谷(210)(II-2723)、谷(211)(II-2724)、谷(212)(II-2725)、谷(213)(II-2758)、谷(214)(II-2759)、谷(215)(II-2760)、谷(216)(II-2761)、谷(217)(II-2762)、谷(218)(II-2763)、谷(219)(II-2764)、谷(220)(II-2765)、谷(222)(II-2767)、谷(224)(II-2769)、谷(101)(II-90415)、谷(102)(II-90416)、谷(103)(II-90417)、谷(104)(II-90418)、谷(105)(II-90419)、谷(106)(II-90420)、谷(107)(II-90421)、谷(108)(II-90422)、谷(109)(II-90423)、谷(110)(II-90424)、谷(1

11) (Ⅱ-90425)、谷(112) (Ⅱ-90426)、谷(113) (Ⅱ-90427)、谷(114) (Ⅱ-90428)、谷(115) (Ⅱ-90429)、谷(116) (Ⅱ-90430)、谷(117) (Ⅱ-90431)、谷(118) (Ⅱ-90432)、谷(119) (Ⅱ-90433)、谷(120) (Ⅱ-90434)、谷(121) (Ⅱ-90435)、谷(112) (Ⅱ-90436)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

(2) 土砂災害警戒区域の名称

上ヶ井南(528)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第536号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年4月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

不動谷川右支溪(3-343-1-009)、トチヲ谷(3-343-1-010)、林の谷(3-343-1-011)、不動谷川左支溪(3-343-1-021)、トチヲ谷右支溪(3-343-2-021)、不動谷川左支溪(3-343-2-027)、不動谷川左支溪(3-343-1-019)、不動谷川左支溪(3-343-1-020)、永瀧(3-343-1-901)、不動谷川右支溪(3-343-2-022)、不動谷川左支溪(3-343-2-025)、不動谷川左支溪(3-343-2-026)、恵利谷川(3-343-1-013)、恵利谷川右支溪(3-343-1-014)、恵利谷川右支溪(3-343-1-015)、馬場垣内谷(3-343-1-016)、不動谷川左支溪(3-343-1-017)、不動谷川左支溪(3-343-1-018)、不動谷川左支溪(3-343-2-024)、椎出8(Ⅰ-60)、椎出7(Ⅰ-58)、椎出(Ⅰ-59)、西出垣内(Ⅰ-61)、滝垣内(Ⅰ-62)、宮垣内1(Ⅰ-2126)、椎出猪鼻・椎出宮垣内(Ⅰ-2210)、椎出10(Ⅰ-2211)、椎出長坂1(Ⅰ-3134)、椎出長坂2(Ⅰ-3135)、椎出1(Ⅱ-927)、椎出2(Ⅱ-929)、椎出3(Ⅱ-930)、椎出4(Ⅱ-931)、椎出5(Ⅱ-932)、椎出6(Ⅱ-933)、椎出11(Ⅱ-934)、椎出12(Ⅱ-935)、椎出13(Ⅱ-936)、椎出長坂6(Ⅱ-937)、椎出長坂7(Ⅱ-957)、椎出長坂8(Ⅱ-958)、椎出長坂9(Ⅱ-965)、椎出(101)(Ⅰ-10017)、椎出(103)(Ⅱ-10144)、椎出(104)(Ⅱ-10145)、椎出(105)(Ⅱ-10

146)、下古沢24(I-63)、下古沢25(I-64)、下古沢26(I-3122)、下古沢27(I-3123)、下古沢1(I-3136)、下古沢2(I-3137)、下古沢3(I-3138)、下古沢4(I-3139)、下古沢5(I-3140)、下古沢6(I-3141)、下古沢(104)(I-10025)、下古沢(103)(I-10029)、下古沢7(II-938)、下古沢8(II-939)、下古沢9(II-940)、下古沢11(II-942)、下古沢13(II-944)、下古沢14(II-945)、下古沢15(II-946)、下古沢28(II-948)、下古沢17(II-949)、下古沢18(II-950)、下古沢(102)(II-10208)、下古沢(105)(II-10210)、下古沢(106)(II-10211)、下古沢23(III-262)、中古沢17(I-65)、上古沢13(I-66)、上古沢9(I-2212)、中古沢1(I-3142)、中古沢2(I-3143)、中古沢3(I-3144)、上古沢1(I-3145)、中古沢4(II-951)、中古沢5(II-952)、中古沢6(II-953)、中古沢7(II-954)、上古沢2(II-955)、上古沢10(II-959)、上古沢11(II-960)、上古沢12(II-961)、上古沢4(II-962)、上古沢5(II-963)、上古沢6(II-964)、中古沢14(II-966)、中古沢15(II-967)、上古沢7(II-968)、笠木1(II-969)、笠木2(II-970)、笠木3(II-971)、上古沢8(III-263)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに九度山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流、地滑り及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

不動谷川右支溪(3-343-2-020)、椎出1(239)、椎出2(240)、椎出3(241)、椎出4(242)、椎出(102)(I-10018)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに九度山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第537号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和2年4月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3491	岩出市高塚字井ノ上175番1の一部	大阪府岸和田市土生町一丁目4番23号 フジ住宅株式会社 代表取締役 宮脇宣綱	令和 2.3.18	6.00	57.85

和歌山県告示第538号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
令和2年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3508	海南市且来字大峰778番1の一部、779番1の一部	和歌山市黒田一丁目2番17号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東行男	令和 2. 3. 18	6.00	86.41
				6.00	11.37

和歌山県告示第539号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
令和2年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3504	紀の川市貴志川町長原字道中183番1の一部、184番2の一部、里道	和歌山市新生町5番7号 有限会社桂住宅 代表取締役 西良平	令和 2. 3. 19	6.00	72.15
				6.00	11.60

和歌山県告示第540号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。
令和2年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3506	紀の川市打田字小門609番1の一部、水路	紀の川市桃山町元156番地1 船木孝明	令和 2. 3. 19	6.00	1.84
				5.86	42.91
				6.26	

和歌山県告示第541号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画道路（3・3・8号新和歌浦中之島紀三井寺線、3・2・6号南港山東線）
- 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分
和歌山県和歌山市西浜字中新堤内ノ坪、上新堤内ノ坪
湊字西ノ坪、新堤内ノ坪、葎原坪

今福四丁目、今福五丁目、砂山南二丁目、砂山南四丁目、西小二里二丁目、西小二里三丁目、舟津町四丁目

3 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第542号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和2年4月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

海南都市計画道路（3・6・102号黒江線）

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

和歌山県海南市黒江字元屋敷町、市場町、北ノ町、小阪、横山

3 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第18号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定による少年指導委員について次のとおり告示する。

令和2年4月7日

和歌山県公安委員会委員長 中 野 幸 生

氏 名	連 絡 先	活動区域
大林数佳	橋本市市脇四丁目2番2号 橋本警察署 生活安全刑事課	橋本警察署管内
川俣幸男		
山名清隆		
井尻丈士	伊都郡かつらぎ町大字中飯降1150番地の1 かつらぎ警察署 生活安全刑事課	かつらぎ警察署管内
柴森千賀子		
平山忠央		
西川文敏	岩出市高塚198番地の1 岩出警察署 生活安全刑事課	岩出警察署管内
堀田泰伯		
山本芳久		
天野芳土	和歌山市栗栖686番地7 和歌山東警察署 生活安全課	和歌山東警察署管内
中尾眞智子		
丸山ひとみ		
村瀬一也		
森田昌伸		
青木保誠	和歌山市吹上一丁目6番30号 和歌山西警察署 生活安全課	和歌山西警察署管内
梶本雅彦		
畑中幹造		
波多野正藏		

福井浄堂		
管原好一	和歌山市松江北二丁目1番41号 和歌山北警察署 生活安全刑事課	和歌山北警察署管内
牧野真知子		
村尾隆義		
内芝和哉	海南市日方1294番地24 海南警察署 生活安全刑事課	海南警察署管内
尾崎浩之		
柳瀬喜生		
伊藤嘉史	有田市宮崎町265番地 有田警察署 生活安全刑事課	有田警察署管内
嶋田望		
中尾友明		
坂野清	有田郡湯浅町大字栖原184番地2 湯浅警察署 生活安全刑事課	湯浅警察署管内
辻勇		
森行秀		
神田秀昭	御坊市湯川町財部237番地1 御坊警察署 生活安全刑事課	御坊警察署管内
木村三樹夫		
吉田敏夫		
愛須浩行	田辺市上の山一丁目2番15号 田辺警察署 生活安全刑事課	田辺警察署管内
熊代了三		
西山博康		
金子賢次	西牟婁郡白浜町2926番地の82 白浜警察署 生活安全刑事課	白浜警察署管内
佐藤善英		
橋本斉		
川端崇夫	東牟婁郡串本町串本2114番地 串本警察署 生活安全刑事課	串本警察署管内
坂本卓巳		
堀谷育生		
伊藤算志	新宮市新宮2330番地の9 新宮警察署 生活安全刑事課	新宮警察署管内
坂下正明		
杉本登		
田代知美		
野生計		

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年4月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
自由民主党有田市 支部連絡協議会	浜口元司	会計責任者	桑原真澄	柳瀬明	令和 2.2.7

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
大西強後援会	岡崎康雄	代表者	岡崎康雄	宮本健司	令和 2.1.20
中本正人後援会	生地晃	代表者	生地晃	山本富啓	令和 2.1.29
		会計責任者	下坂博信	奥進	令和 2.1.29
かし木正行後援会	榎木清水	会計責任者	榎木愛実	榎木秀行	令和 2.3.2
ふじ本まり子後援会	藤井幹雄	代表者	藤井幹雄	飯塚忠史	令和 2.3.1
中村朝人後援会	浜野周平	主たる事務所の所在地	和歌山市中之島1422	和歌山市湊御殿1丁目7-18	令和 1.11.1

その他の政治団体の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
和歌山県歯科衛生士連盟	野村カオル	代表者	野村カオル	小室恵子	令和 2.1.1

和歌山県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消し及び同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年4月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
楠本知子	くすもと知子後援会	令和 2.2.18
町田富枝子	町田富枝子後援会	令和 2.2.18

和歌山県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年4月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日

自由民主党和歌山県西牟婁郡第一支部	立谷誠一	令和 2.1.20
-------------------	------	--------------

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散 年月日
くすもと知子後援会	楠本知子	令和 2.2.18
町田富枝子後援会	町田富枝子	令和 2.2.18

和歌山県選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定による平成31年4月7日執行の和歌山県議会議員一般選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書について、訂正の届出があったので、同法第192条第1項の規定に基づき、令和元年和歌山県選挙管理委員会告示第59号（和歌山県議会議員一般選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨）を次のとおり訂正し、公表する。

令和2年4月7日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

令和元年和歌山県選挙管理委員会告示第59号における収支報告書の要旨のうち、岩出市選挙区候補者北山慎一の第1回報告分の収入の欄中

「北山慎一後援会 政治団体 500,000円」を
「自由民主党和歌山県支部連合会 政党 500,000円」に

訂正する。